

ひいらぎ letter

令和 5 年度 第 1 学期版



須賀川市立義務教育学校稲田学園

副 主 査 泉 田 洋 介



本校は、小中一貫教育を推進する義務教育学校です。(県内には 7 校のみ)

学校には様々な職種が存在しており、よりよい教育活動を展開するために教職員が協働することで「学校組織力」を高めています。学校に配置されている事務職員もその一人です。

事務職員の配置は単数配置が通常ですが、本校は義務教育学校のため複数配置されています。

複数配置(前期 1 名、後期 1 名)を活かした事務職員協働組織(事務部)として、芳賀(はが)と泉田(いずみだ)が学びの場を整えるべく事務部経営をしています。

- 就学援助制度の活用 -



「就学援助制度」とは

学校教育法第 19 条に定められており、各自治体において実施する制度です。

義務教育(小学校、中学校)を受ける児童生徒の家庭に対して、経済的理由などを考慮し、給食費や学用品費等の就学に必要な費用の一部を援助することを目的としています。

≪申請期間≫ 申請は、随時受付しています。

希望する場合は、学校(tel:0248-62-2804)までご連絡ください。

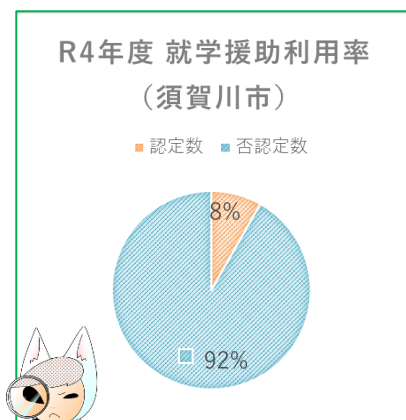
≪申請場所≫ 稲田学園 職員室(芳賀・泉田)

【本県の状況(令和 3 年度)】

福島県内の児童生徒 約 131,000 人のうち、
約 14,000 人が就学援助制度に認定されています。
(令和 4 年 12 月 文部科学省公表資料)

【本市の状況(令和 4 年度)】

児童生徒 約 6,000 人のうち、全体の 8 %が
本制度に認定されている状況です。



【認定要件の一例】

児童扶養手当を受給している場合は、就学援助制度認定要件を満たします。



就学援助制度は任意申請のため、児童扶養手当を受給している方は、
申請が漏れないようご注意ください。

～児童扶養手当とは～

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支えることを目的とした手当のこと。

【認定基準限度額の試算例（令和４年度収入・所得を基準とする）】

家族数	家族構成	認定基準限度額（持ち家の場合）	
		給与収入の場合	給与所得の場合
５人	親２（父３０代、母３０代） 子３（中２、小５、小２）	約４,１７０,０００円	約２,８９０,０００円
４人	親１（母３０代） 子３（高２、中２、小５）	約４,０８０,０００円	約２,８２０,０００円
	親２（父４０代、母３０代） 子２（中２、小５）	約３,４３０,０００円	約２,３２０,０００円
３人	親１（母３０代） 子２（中３、小５）	約３,３３０,０００円	約２,２５０,０００円
２人	親１（母３０代） 子１（小２）	約２,２９０,０００円	約１,５２０,０００円

※ 限度額は本市教育委員会で提示している一例になります。

家族構成、年齢、借家の場合、障がい者の有無などの条件により違いが生じます。



「就学援助制度」へ対する理解を広げてみましょう。

それは「制度に頼る」といった認識から

「制度を活用する」といった認識への転換です！

例えば、就学援助制度を活用することにより、今まで家庭から負担していたものが少なからず減らすことができます。その分を、子どものために使えるとしたら……



新しい本や服を買ったり

美味しいものを食べたり

子どもとの楽しい時間を過ごすために使うなど。

申請って大変じゃないの？と思うかもしれませんが、

５分もあれば申請書は作成できますのでご安心を m()m

子どものために一歩踏み出してみませんか。 ご連絡お待ちしております。